

# 大田市民センター利用料の減免について

(令和6年4月1日より適用)

利 用 団 体	減 免 率
<input type="checkbox"/> 市・教育委員会の主催・共催の公益活動 <input type="checkbox"/> 指定管理者の公益活動	100%
市内にある団体で <input type="checkbox"/> 幼児～高校生の団体の活動 <input type="checkbox"/> 公共的団体の活動(自治会、体育協会、交通安全協会等) <input type="checkbox"/> 市内の60歳以上の高齢者の団体の活動 <input type="checkbox"/> 市内の障がい者団体・個人の利用の活動 <input type="checkbox"/> 市長が公益上特に必要と認める場合	50%

※詳しくは、指定管理者大田市社会福祉協議会(0854-82-0091)までお問合せください。